資料６

議題６　市有地の売払いに係る金額の設定方法について（岩倉市提出）

市名	回答		
	(1)再度の入札または随意契約を可能としているか	(2)【再度の入札または随意契約を可能としている場合】	
		ア. 入札の予定価格や随意契約の金額についてはどのように設定しているか	イ. 1度目の入札金額から変更する場合の金額設定の方法等について
名古屋市	再度の入札または随意契約を可能としている	一般競争入札において、入札者がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約（先着順）により売払うことができるとしており、その場合の売却価格は、入札時の最低売却価格としている。	再入札は実施していない。
豊橋市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札1回(度）目不調後、随時契約（先着順）へ移行。 随意契約の価格については、入札予定金額（最低金額）以上。	原則、不動産鑑定の時点価格が1年経過後、不動産鑑定士に時点価格の修正依頼をし、 不動産取得処分審査会に諮り、一般競争入札にかける。
岡崎市	再度の入札または随意契約を可能としている	・再度の入札の場合 　当初の入札の予定価格より１年間につき１０％減価（減価の上限は２０％まで） ・随意契約の場合 入札の予定価格	⑵アの再度入札の場合のとおり。
一宮市	再度の入札または随意契約を可能としている	随意契約を可能としており、１年間など期限を設定して、最低落札価格を売払い価格としている。	再度、一宮市不動産評価委員会に諮る。
瀬戸市	再度の入札または随意契約を可能としている	予定価格で随意契約している。	
半田市	再度の入札または随意契約を可能としている	基本的に入札時と同額です。	土地の状況や年度が変わるなどして、時点修正等の補正がかかる場合は、変更後の価格としています。
春日井市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札者がいなかった場合、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づき随意契約を可能としている。 この際の予定価格は、同条第２項により最初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件を変更することができないため、入札時と同じ予定価格、条件で希望者を募っている。	予定価格を最低売却価格として公表して入札に付しており、入札者が最低売却価格以上の入札額を提示するため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に定める再度の入札を実施する事例は想定していない。 入札額が同額の場合は、同法第167条の９に基づき、くじにより落札者を決定する。
豊川市	再度の入札または随意契約を可能としている	不動産鑑定士による鑑定額の時点修正や再評価により価格を算定しています。	同上
津島市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札不成立となった場合は、基本的に予定価格を据え置いて先着順の随時募集を行います。先着順の募集を行い、なお売却できない場合は、その期間や問い合わせの状況等から判断し再度の入札を行います。	庁内の普通財産処分検討委員会で決定します。
碧南市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の入札金額とする。	変更していない。
刈谷市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の入札金額と同額としています。	これまでに金額を変更したことがありません。
豊田市	再度の入札または随意契約を可能としている	金額は変更しない（時点修正のみ）。	
安城市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の入札金額と同じ金額とします。	基準、事例共にありません。
西尾市	再度の入札または随意契約を可能としている	一般競争入札に付した結果、不調となった物件については、入札の予定価額（最低売払価格）にて随意契約による売払いの申込みの受付をする。随意契約による売払いの申込みの受付を開始した日から起算して１年間は売却されなった物件については、需給の状況等を考慮して、鑑定評価額又は意見書から算出される額から２０％を減価した額を予定価格として入札することができるとしている。	「西尾市一般競争入札における公有財産（土地）の評価基準」によるものとしている。
蒲郡市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の最低落札価格（予定価格）を随意契約の金額としています。	変更は行っていません。
犬山市	再度の入札または随意契約を可能としている	再度入札の実施回数を定めてはいないが、初回も含め最低３回程度を目安にしている。予定価格は初回の金額から変更した実績は基本的にない（前回入札から2年程期間が空いており、再度鑑定を取り直したケースを除く）。不調が続く物件に関しては先着随契の募集をかけているが、最低売却価格については自治法施行令の規定から、直近の入札における予定価格と同額としている。	これまでの実績がなく当市でも検討課題と捉えているが、国有財産評価基準を参考とし、需給の状況等を考慮し鑑定評価額の20%の範囲内で修正をすることが可能と考えている。
常滑市	再度の入札または随意契約を可能としている	当初の入札時と同等の価格とする。	
江南市	再度の入札または随意契約を可能としている	江南市では近年このような事例はありませんが、案件により必要に応じて随時最低価格の見直しを検討する予定です	特にありません

資料６

議題６　市有地の売払いに係る金額の設定方法について（岩倉市提出）

市名	回答		
	(1)再度の入札または随意契約を可能としているか	(2)【再度の入札または随意契約を可能としている場合】	
		ア. 入札の予定価格や随意契約の金額についてはどのように設定しているか	イ. 1度目の入札金額から変更する場合の金額設定の方法等について
小　牧　市	再度の入札または随意契約を可能としている	・「小牧市普通財産土地の売払いに関する要綱」第４条にて、土地の売払いは原則として一般競争入札ですが、同条各号を満たす場合は随意契約も可能です。 ・「小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領」第１１条にて、開札の結果、予定価格に達しなかった場合で、入札参加者が再度入札を希望する場合は、原則２回を限度として、直ちに再度入札をするものとします。 ・「小牧市普通財産土地の売払いに関する要綱」第５条１項にて、売払い価格は小牧市財産処分審査会の評価価格を基準として定められます。また、同第２項により、一般競争入札及び随意契約による売払い価格は、あらかじめ定めた価格を下回らないものとする、と規定されております。	左記の規定がありますので、あらかじめ定めた価格を下回る価格は設定できません。
稲　沢　市	再度の入札または随意契約を可能としている	①不動産鑑定士による鑑定評価 ②比準法による算出 のいずれかで設定している。	比準法による算出については、画地条件等の見直しを行い、金額を変更している。
新　城　市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の入札金額（最低入札価格）とする。	入札に付したものの応札無く、随意契約による売払いにして２年が経過する物件があります。３年程度を目途に時点修正を検討しています。
東　海　市	再度の入札または随意契約を可能としている	同じ年度であれば予定価格変更なし	-
大　府　市	不可		
知　多　市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札で売払いができなかった場合、翌年度に同額で随時売払いを行い、随時売払いできなかった場合、翌年度に再鑑定して入札を繰り返します。	１年目の入札、２年目の随時売払いで売払いできなかった場合、３年目に再鑑定して入札します。
知　立　市	再度の入札または随意契約を可能としている	（１）について、１度目の入札で土地の売払いができなかった場合の明確な基準は定めておらず、事例はありませんが、入札無効として再度売払方法について検討することが想定されます。	
尾張旭市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札不調の際は、原則先着順の随意契約とできる。 予定価格、随意契約の金額は原則変更しない。（時点修正等は可）	金額については、公有財産審議会（本市の内部組織）で諮り決定する。
高　浜　市	再度の入札または随意契約を可能としている	高浜市普通財産の処分に関する要綱のなかで下記のように定めている。 （普通財産の処分価格） 第４条　普通財産の処分価格は、あらかじめ定めた予定価格を下回らない額とする。 ２　前項の予定価格は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２条第３項に規定する不動産鑑定業者が示した価格又は示した条件に基づき算定した価格を参考にして市長が定める。 ３　前項の規定にかかわらず、第２条第３号に掲げる場合の予定価格は、高浜市財産評価委員会規則（昭和４８年高浜市規則第７号）第２条及び第３条の規定に基づいて財産評価委員会が審議した評定額を参考にして市長が定める。	左記の要綱の記載があるのみ
岩　倉　市	再度の入札または随意契約を可能としている	金額の設定についての明確な基準はない	金額設定の方法等について明確になっていない
豊　明　市	再度の入札または随意契約を可能としている	不整形地等により単独では利用が困難な土地の場合、基礎単価に補正率（0.3～1.0）を乗じて算出する。	入札金額を基に変更する規則は特にありません。
日　進　市	再度の入札または随意契約を可能としている	再度の入札を不可とする取り決めは無く、近年の事例も無いが、時点修正をした鑑定評価をとり、改めて財産評価審議会にて審議の上再度入札になると思われる。	左記のとおり
田　原　市	再度の入札または随意契約を可能としている	入札時の予定価格で、先着順による随意契約を可能としている。	基準なし
愛　西　市	再度の入札または随意契約を可能としている	再度の入札の場合、財産評価審議会にて審議した後、金額を変更している 随意契約の場合、金額の変更はしていない	金額を変更する場合の明確な基準は設けていない
清　須　市	再度の入札または随意契約を可能としている	随意契約の場合は１度目の入札金額とし、再度入札を行う場合は予定価格の変更も考えられる	金額設定の方法については定めがなく、このような事例もない
北名古屋市	不可		
弥　富　市	不可		

資料６

議題６　市有地の売払いに係る金額の設定方法について（岩倉市提出）

市名	回答		
	(1)再度の入札または随意契約を可能としているか	(2)【再度の入札または随意契約を可能としている場合】	
		ア. 入札の予定価格や随意契約の金額についてはどのように設定しているか	イ. 1度目の入札金額から変更する場合の金額設定の方法等について
みよし市	再度の入札または随意契約を可能としている	随意契約の場合は、1度目の入札金額と同額で設定しなければならない。ただし、随意契約を結んだ事例はありません。	随意契約の場合は、変更できない。
あま市	再度の入札または随意契約を可能としている	１度目の予定価格を利用した先着順による売却	
長久手市	再度の入札または随意契約を可能としている	今までに該当する案件はありませんが、当初に設定した「最低売却価格」を引き続き採用することになると思います。	